

春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市障がい福祉サービスガイド（以下「サービスガイド」という。）への広告掲載の手続き等について、春日井市広告掲載要綱（平成18年8月25日施行。以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載場所及び位置)

第2条 広告の掲載場所は、サービスガイドの裏表紙前のページとし、掲載位置は市が公開抽選により決定する。

(広告規格及び掲載料)

第3条 広告の規格及び掲載料は、次のとおりとする。

規格（縦×横 mm）	刷 色	掲載料（年間）
70×90	一色（黒色）	20,000円 （消費税及び地方消費税を含む。）

(広告の販売)

第4条 広告の販売は、要綱第4条第1項第3号の方法により行う。

(広告の募集)

第5条 広告主の募集は、広報春日井、市ホームページに掲載して行う。ただし、市長が必要であると認める場合は、個別に掲載募集することができる。

2 募集期間その他募集について、必要な事項は募集要項による。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 前項の申込書には、広告原案を添付するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原案の内容に不適切な表現がある場合には、市長は修正を求めることができる。

4 複数枠の掲載の申込者は、1件の広告物ごとに本条第1項の申込みを行うものとする。

(広告掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、速やかに広告内容を審査し、可否を決定する。

2 広告掲載の可否を決定した者に対しては、春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

3 募集枠を超えて申込みがあった場合は、公開抽選により決定する。ただし、申込状況により募集枠を超えて掲載の決定をする場合がある。

(広告の作成)

第8条 掲載する広告は、広告主の負担で作成するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広告掲載料を一括納付するものとする。

(広告掲載料の還付)

第10条 納付された広告掲載料は還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載取消通知書（第3号様式）により広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定した期日までに広告掲載料を納付しないとき。

(2) 要綱第5条第2項の規定による仕様の変更又は条件に従わないとき。

(3) その他市長が広告掲載に特に支障があると認めるとき。

(広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、広告掲載を取下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、決定通知を受けた日から3日以内に書面により申し出なければならない。

(その他)

第13条 この要領に定めのない事項については、別に定めることとする。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月5日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載申込書

年 月 日

（宛先）春日井市長

申込者

（住所又は所在地）

（氏名又は名称及び代表者氏名）

印

TEL

FAX

（担当者氏名）

春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載要領第6条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

なお、申し込みにあたり、次の誓約事項を満たしていることを誓約するとともに、市税等の納付状況を市が調査することを承諾します。

広告内容	別添広告原案のとおり
------	------------

（誓約事項）

- ・法令等に違反していません。
- ・春日井市から指名停止措置を受けていません。
- ・暴力団又は暴力団の構成員ではありません。
- ・市税等を滞納していません。

第2号様式（第7条関係）

春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載決定通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付けで申し込みいただきました春日井市障がい福祉サービスガイドへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

広告掲載します。

広 告 掲 載	春日井市障がい福祉サービスガイド 年度版
広告原稿提出期限	年 月 日（ ） 時
掲 載 料 金	金 円
掲載料金納付期限	年 月 日（ ）
備 考	広告掲載位置は、別添のとおり 電子媒体による広告原稿を提出して下さい。

広告掲載しません。

掲載しない理由	
---------	--

第3号様式（第11条関係）

春日井市障がい福祉サービスガイド広告掲載取消通知書

第 号
年 月 日

様

春日井市長 印

年 月 日付け 第 号で掲載決定しました春日井市障がい福祉サービスガイドの広告掲載について、次の理由により掲載取消しとしましたので、お知らせいたします。

1 取消し理由